

〔第1問〕

本問は、取締役の報酬の減額について、どの範囲で適法に減額することができるのかを問うものである。取締役の報酬については、判例上、株主総会の決議（株主総会において取締役報酬の総額を定め、取締役会において各取締役に対する配分を決議した場合を含む。）によって取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額が会社と取締役とのあいだの契約内容となり、契約当事者である会社と取締役の双方を拘束する、とされている（最判平成4年12月18日民集46巻9号3006頁）。そこで、いちど甲社とXとのあいだで報酬額が定まれば、その額がXの取締役としての報酬額になりそうである。もっとも本問では、本件内規によって役職ごとの報酬額とともに役職の異動により報酬額を変更することが定められており、Xもこれを了承している。このような事情を、その後のB主導によるXの報酬額の減額に際してどのように考慮すべきかが問題となる。

〔第2問〕

【設問1】

本問は、会社法199条2項と同法201条1項において、募集株式の発行等における募集事項の決定権限を有する機関を、公開会社であるか否かによって異なるものとしていることの趣旨を問うものである。公開会社と非公開会社とで、既存株主の持株比率の保護を優先すべきか、それとも会社の資金調達機の機動性に重きを置くべきかについて利益状況が異なることが、決定機関の違いの趣旨とされる。

【設問2】

本問は、株式会社における貸借対照表等の公告制度の趣旨を問うものである。株式会社が株主有限責任制度を採用していることに鑑み、株主や会社債権者のみならず、これから取引関係に入ろうとするものに対して会社の財務状況を開示させることによって、投資や取引の参考にさせることがその趣旨とされる。